

平成 28 年 3 月 18 日

訴 訟 書 類 送 付 状

送付先	東京地方裁判所民事第 24 部合議 D 係 書記官 松本 秀夫 様 〒100-8920 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 4 号 Fax: 03-3581-5444 Tel: 03-3581-5411
送付先	原告 唯野 久子 ほか 原告ら代理人 弁護士 島 昭宏 先生 東京都中央区築地 3-9-10 築地ビル 3 階 アーライツ法律事務所 Fax: 03-6264-1998 Tel: 03-6264-1990
送付先	原告 崔勝久、朴鐘碩 ほか Fax: 045-871-5643 Tel: 045-871-5643
送付者	被告 GE ジャパン株式会社 被告 GE ジャパン株式会社代理人 弁護士 山川 亜紀子 フレッシュフィールズブルックハウスデリンガー法律事務所 東京都港区赤坂 5-3-1 赤坂 Biz タワー 36 階 Fax: 03-3584-8501 Tel: 03-3584-8500
事件番号 当事者名	平成 26 年 (ワ) 第 2146 号 原発メーカー損害賠償請求事件 平成 26 年 (ワ) 第 5824 号 原発メーカー損害賠償請求事件 原告 唯野 久子 ほか 被告 GE ジャパン株式会社 ほか
送付書類	準備書面 (5)

上記の通り書類を送付いたしますので、よろしくご査収下さい。
当事者代理人におかれましては、下記受領書を裁判所と当代理人のそれぞれにお送り下さいます
よう、お願い申し上げます。

受 領 書

上記文書を平成 28 年 月 日受領しました。

(受領者) 原告代理人

弁護士

印

裁判所	東京地方裁判所民事第 24 部合議 D 係 書記官 松本 秀夫 様 Fax: 03-3581-5444
被告代理人	被告 GE ジャパン株式会社 被告 GE ジャパン株式会社代理人 弁護士 山川 亜紀子 Fax: 03-3584-8501 Tel: 03-3584-8500

平成26年(ワ)第2146号 原発メーカー損害賠償請求事件

直送済み

平成26年(ワ)第5824号 原発メーカー損害賠償請求事件

原告 唯野久子 ほか

被告 GEジャパン株式会社 ほか

準備書面(5)

平成28年3月18日

東京地方裁判所民事第24部合議D係 御中

被告GEジャパン株式会社訴訟代理人

弁護士 岡 田 和



弁護士 山 川 亜 紀 子



弁護士 高 橋 茜



弁護士 大 田 愛 子

原告らの2016年3月23日付け第5準備書面(以下、「原告ら第5準備書面」という)に対して、以下のとおり反論する。

1 「原子炉の欠陥」について

原告らは、「原子炉の欠陥」について縷々主張するが、これまで主張してきたとおり、原子力損害の賠償に関する法律(原賠法)上、原子力損害については、原子力事業者(福島原発事故については東京電力)のみが責任を負い(原賠法3条1項)、原

1

子炉の製造業者を含め原子力事業者以外の者は一切責任を負わない（原賠法4条1項、3項）。原賠法が違憲とされる余地などないことは明らかであるから、原賠法上、原告らの請求が認められないことは明らかであり、「原子炉の欠陥」の有無の議論は意味がない。

2 「被告ら原発メーカーの重過失」について

原告らは、「被告ら原発メーカーの重過失」についても縷々主張するが、上記のとおり、原賠法上、原子力損害については、原子力事業者のみが責任を負い（原賠法3条1項）、原子炉の製造業者を含め原子力事業者以外の者は一切責任を負わない（原賠法4条1項、3項）。よって、原賠法上、原告らの請求が認められないことは明らかであり、「被告ら原発メーカーの重過失」の議論は意味がない。

なお、原告らは、被告GEジャパン株式会社が、「原発メーカー」であるかの如く主張するが、既に主張しているとおり、被告GEジャパン株式会社が、直接、間接に、福島第一原子力発電所を含め、原子炉や原発の計画、設計、製造、建設、保守やその他の資材やサービスの提供に関与したことは一切ない。原告らは、「名嘉幸照」が「被告GEの元技術者」であるなどと主張するが（原告ら第5準備書面62～65頁）、同氏は、「被告GEジャパン株式会社の元技術者」ではないし、原告が引用する同氏の著書にも、「被告GEジャパン株式会社」に関する記述は一切ない（上記のとおり、被告GEジャパン株式会社は福島第一原子力発電所をはじめとして、原発に一切関与していないのであるから、当然である）。

3 「適用違憲」について

原告らは、「被害者の憲法上の権利を著しく侵害する責任集中制度に基づく免責規定が、何らの限定も付されないまま、本件訴訟において適用されることは、憲法上許されないと考えられるべきである」と主張する（原告ら第5準備書面68～69頁）。しかし、既に主張してきたとおり、原賠法が定める責任集中制度による「憲法上の権利の侵害」などないことは明らかであるから、原賠法が「適用違憲」となる余地などないことは明白である（乙1・8頁）。

4 「Reitsma 意見書」 (乙2) について

(1) はじめに

原告らは、Reitsma 氏の意見書 (乙2、以下「本件意見書」という) について、「原子力推進の政治的主張を述べているに過ぎ (ない)」 (原告ら第5準備書面70頁) などと論難する。しかし、答弁書や準備書面 (1) でも述べたとおり、責任集中制度は、原子力の利用に起因する損害を賠償するについて、最も被害者保護に資する制度として、国際的に確立された制度である。このことは、OECD (経済協力開発機構) のNEA (原子力機関) が主導して締結されたパリ条約や、IAEA (国際原子力機関) が主導して締結されたウィーン条約とCSC条約などの国際条約が、いずれも、損害賠償制度として責任集中制度を採用していることから明らかである。Reitsma氏は、30年以上の実務経験を有する原子力賠償責任及び保険の専門家として、本件意見書で、これらの国際的な枠組みを解説している。Reitsma氏の解説は、本件意見書の随所で引用されているNEAのパリ条約の提案理由説明書 (Exposé des Motifs) や、IAEAのウィーン条約及びCSC条約の説明文書 (Explanatory Texts) により裏づけられており (乙2・2項参照)、「原子力推進の政治的主張」などではない。原告らは、国際条約やその説明文書を無視し、本件意見書の一部を断片的に取り上げて反論するだけで、本件意見書に対する反論として全く意味がない。

(2) 「法律上の誤り」について

上記のとおり、原告らの「反論」は、確立された国際的な枠組みを無視して、意見書の一部のみをとりあげて論難するものであり、全く意味のない主張であるが、以下、念のため、原告らが挙げる個別の点について反論する。

ア 原告らは、責任集中制度は、「原発メーカーのモラルハザードを誘発する」 (原告ら第5準備書面70頁) などと主張するが、責任集中制度のもとでは、原発を使用する原子力事業者が全責任を負うのであるから、原子力事業者が原発の質を厳しくチェックするのは当然であり、「モラルハザード」が起きる余地はない。しかも、原発の安全基準は、IAEAなどの国際機関が定める基準や、各国の法令や日本の原子

力規制委員会などの規制当局により厳しく管理されており、その意味においても、責任集中制度が「原発メーカーのモラルハザードを誘発する」などということは、ありえない（乙2・33項参照）。

イ 原告らは、本件意見書が、責任集中制度が国際的に採用されている理由の1つとして、「（原子力事業者が無過失責任を負うため）被害者が責任のある者を特定する必要がない」ことを挙げるのに対して、「メーカーの責任追及を可能にしたところで、被害者の数が増えるわけではなく、したがって提訴の件数が増えるわけでもない」などと主張する（原告ら第5準備書面70頁）。しかし、責任集中制度がなければ、福島原発事故の被害者らは、東京電力、原発メーカー各社並びに過去数十年に渡って原発の建設や運営に関連して資材やサービスを提供してきたその他の数多くの会社について、それぞれの行為と責任を主張・立証しなければならない。その上、被害者らは、こうした各社が提出する反論や証拠にも対応しなければならず、原発が極めて高度な技術の集合体であることに鑑みれば、各種の専門家の意見も必要となる。さらには、責任集中制度（原賠法）がなければ、被告各社は、不可抗力の抗弁を主張することもできる。こうしたことからすれば、責任集中制度がなければ、被害者らの迅速な被害回復が著しく困難となることは、極めて明白である。

なお、原告らは、メキシコ湾の石油流出事故について言及するが、同事故では、BP社に対して100を優に超える数の訴訟が提起され、BPや関連する施設や設備の所有者、製造者やサービスを提供した会社の間でも複数の訴訟が提起された。米国では、これらの訴訟の多くは、米国法上の独自の訴訟制度に基づいて、1つの裁判所に併合された。併合された訴訟では、最終的に集団和解が成立したが、和解が成立しなければ、訴訟は数年続いたであろうし、現に、集団和解の対象とならなかった複数の訴訟は2015年まで継続した。責任集中制度がある原子力損害については、こうした事態は避けられ、被害者の迅速な救済に資することは明らかである。

ウ 原告らは、本件意見書が責任集中制度が国際的に採用されている2つ目の理由として「保険能力を原子力事業者に集中させることが可能となる」ことを挙げるのに

対して、これが、「福島原発事故によって、無意味なものとなった」などと主張する（原告ら第5準備書面70頁）。しかし、福島原発事故は、地震・津波に起因するため、原賠法に基づき、民間の保険ではなく、政府との原子力損害賠償補償契約が適用されたのであるから、民間の保険はそもそも関係がない(乙2・21項参照)。いずれにせよ、福島原発事故後に、責任集中制度を廃止した国はないし、日本原子力保険プールを含め、各国の原子力保険プールは引き続き存続し、原子力事業者に保険を提供している。こうした原子力保険プールは、原発の建設、運営、保守及び廃炉や、原子燃料の製造、運送及び保管に関連する様々なリスクをカバーする保険を提供しており、Reitsma氏が意見書で述べるとおり、こうした保険なしには業界は存続しえない。

原告らは、さらに、「オムニバス制度」を再度持ち出すが、どのような責任集中制度を採用するかは立法政策の問題であり、いずれによ、既に主張しているとおおり、「オムニバス制度」（経済的責任集中）の下でも、原発メーカーは経済的責任を一切負わないし、CSC条約上、日本は、そもそも「オムニバス方式」（経済的責任集中）を採用することはできない（被告GEジャパン株式会社準備書面（1）12～14頁）。

(3) 「基本的な事実誤認」について

ア 原告らは、「インドは既に、CSC条約を批准している」のであるから、「インドはまだCSC条約を批准していない」と述べる本件意見書は「明確に事実反する」などと主張する。しかし、インドは、Reitsma氏が本件意見書を作成した2016年1月24日より後の同年2月4日に、CSC条約を批准したとする書面を提出したのであるから、本件意見書に「基本的な事実誤認」などない。

イ しかし、インドは、CSC条約上の義務に沿うように国内法を改正しなかった。原告らも認めるとおり、インドの国内法上、原子力事業者は、原子力損害について、原発メーカー等に対して求償することができる。このため、インドは、責任集中制度の制定を求めるCSC条約上の義務に違反している。このため、原告らも認めると

おり、各国政府は、インドの国内法を批判し、各国の原発メーカーやその他のサプライヤーは、インドに製品やサービスを提供していない。さらに、原告らは、インドで「保険金プール制度」が2015年6月に創設されたなどと主張するが、この「保険金プール制度」は、上記の国内法の欠陥のため、未だ機能しておらず、インドの原子力事業者は、現在、保険ではカバーされていない。

ウ 既に主張したとおり、仮に、日本の原賠法が違憲で無効とされた場合には、日本は、CSC条約上の義務に明白に違反することになる。この場合、日本はインドと同じような状況に陥り、原発メーカーやその他のサプライヤーが製品やサービスの提供を拒むことは必至である。そして、東京電力をはじめ、原子力事業者は、保険を利用することができなくなり、福島第一原発の廃炉作業や、再稼動した原発の運営や保守並びにその他の原発の将来の廃炉作業に極めて重大な支障を来たすことは明らかである。本件意見書に記されているとおり、責任集中制度は、原発を運営するほぼ全ての国で採用されている。そして、これらの国の多くは、憲法で、日本国憲法と類似する人権規定を有している。もし、責任集中制度が日本国憲法に違反するというのであれば、責任集中制度を採用する諸外国の法律も、そうした国の憲法に違反するということになる。しかし、責任集中制度が国際社会に導入されて50年以上が経過するが、責任集中制度が「違憲」とされた例はない（これまで、カナダと米国で合憲性が争われたことがあるが、いずれも「合憲」とされた）。

(4) メーカーの免責は条約上の義務である

原告らは、「CSC条約の規定自体、現行原賠法を採用するよう締約国に義務付けるものではない」などと主張するが、既に主張したとおり（被告GEジャパン株式会社準備書面（1）13～14頁）、CSC条約は、条約締結国が、国内法において、原子力事業者に責任を集中し、原子力事業者以外の者を免責することを明文上求めている。すなわち、CSC条約2条は、ウィーン条約かパリ条約のいずれかを実施する国内法令を設けていない国（日本はこれに該当）については、CSC条約の附属書の規定に適合する国内法令を設けていることを求めている。附属書3条1項及び3

項は、原子力事業者が原子力損害について無過失責任を負うことを定め、同条9項は、「原子力損害の賠償又は補償を受ける権利は、責任を負う事業者に対してのみ行使することができる」と定めて、原子力事業者以外の者の免責を求めている。したがって、「原発メーカーの免責」が、CSC条約の義務であることは、同条約の条文上明らかであるし、同条約の説明文書（Explanatory Texts）を読めば、一層明らかである（Explanatory Texts の Section 1.3.2、3.3.2 等参照）。原告らは、こうした明文の規定を無視して、CSC条約12条2項を引用するが、同項は、締約国が、国内補償及び全締約国が共同して提供する補完基金に加えて、更なる追加的な補償の階層を設けることを妨げない旨を定めているのであって、責任集中制度とは全く関係がない（同条約の説明文書（Explanatory Texts）のSection 3.5.3 参照）。

以上